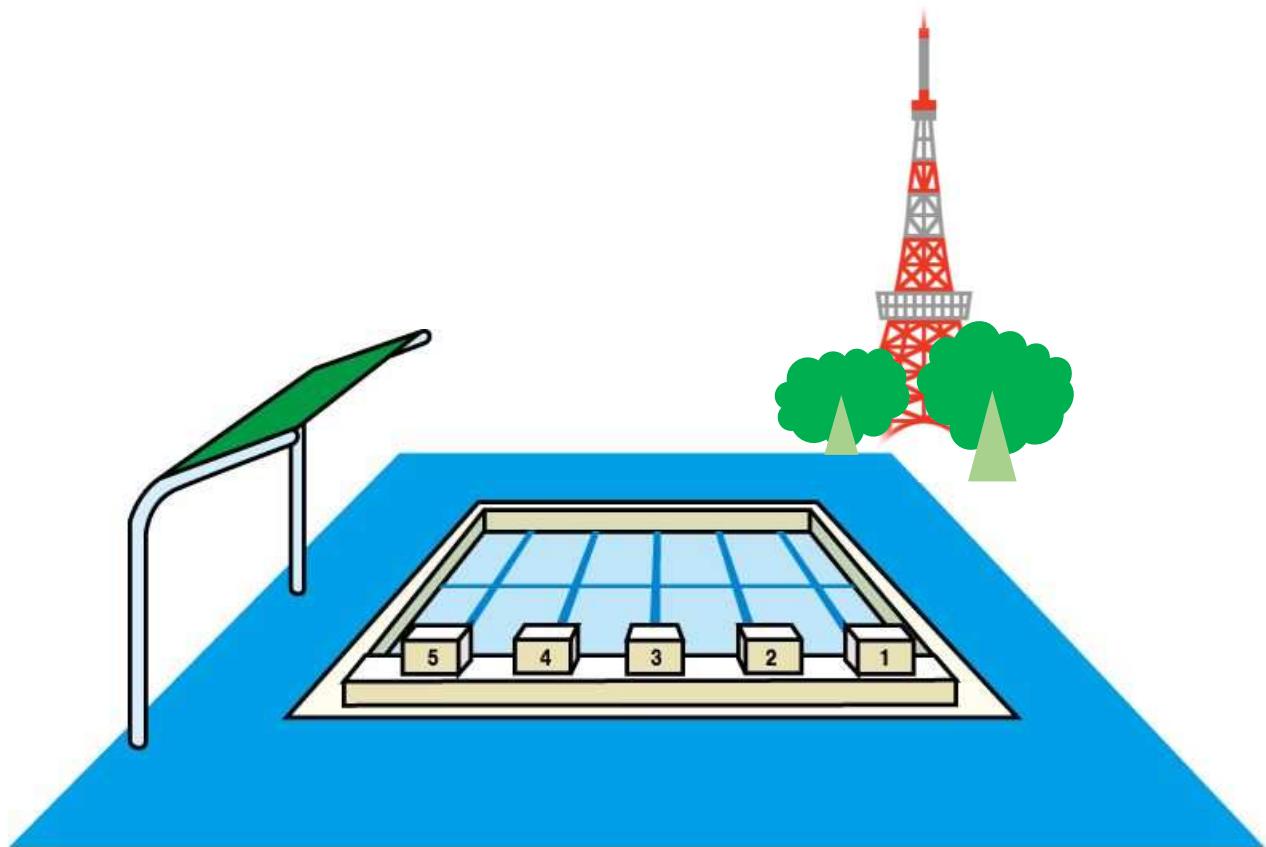


令和 7 年 9 月

プール許可申請の手引



港区みなと保健所

目 次

1 条例の目的	2
2 根拠法令	2
3 許可の必要な範囲	2
4 プール許可手続きの流れ	2
5 経営許可申請	3
6 経営の承継及び各種届出	4
7 構造設備に基準	5
8 衛生管理の基準	10
9 資料	
(1) 水質基準	15
(2) 利用者への注意事項	16
(3) 検査結果等の掲示	17
(4) プール日誌(例)	19
(5) プールに起因する疾病及び事故発生時の届出(例)	20

関係法令

1 港区プールの衛生管理に関する条例	21
2 港区プールの衛生管理に関する条例施行条例	24
3 港区プールの衛生管理に関する条例及び施行規則の運用指針	29

1 条例の目的

プールの構造及び維持管理等について必要な規制を行うことにより、公衆衛生の向上及び安全の確保を図ることを目的とします。

2 根拠法令

港区プールの衛生管理に関する条例（以下「条例」といいます。）

港区プールの衛生管理に関する条例施行規則（以下「規則」といいます。）

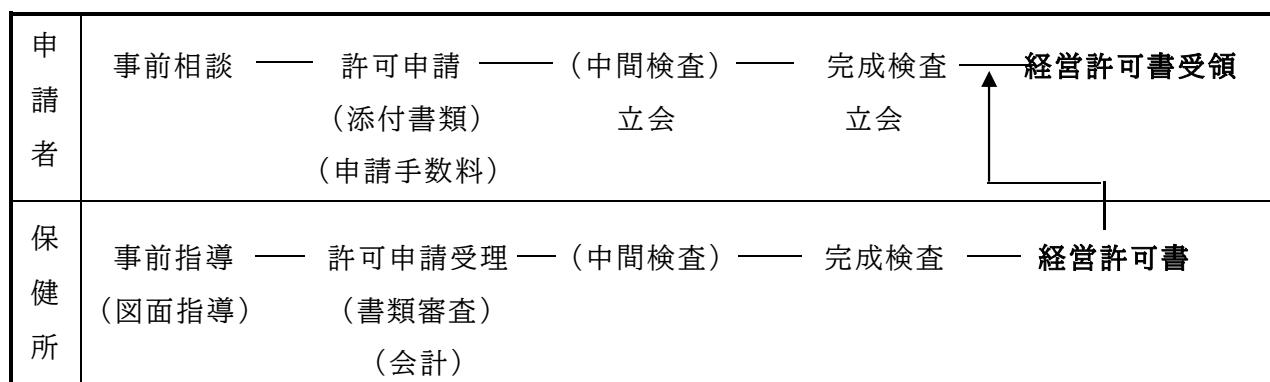
3 許可の必要な範囲

容量が 50 立方メートル以上の貯水槽を設け、公衆に水泳させる施設を経営しようとする場合は、区長の許可を受けなければなりません。

ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校において、専ら当該学校の幼児、児童、生徒又は学生を対象とするプール（以下「学校プール」という。）を経営しようとする場合は、この限りではありません。

4 プール許可手続きの流れ

（1）許可手続きのフローチャート



（2）許可手続き

- ア プールを経営しようとするときは、施設の設計段階で、プール関係法令で定める構造設備基準に適合しているか、保健所に相談してください。
(施設平面図等をお持ちください。)
- イ 経営許可申請書は、保健所長あてに正副 2 部提出してください。（可能な限り、着工前に申請してください。）
- ウ 中間検査は、必要に応じて実施します。
- エ 竣工後、申請者立合いの下、施設の完成検査等を行います。
- オ 完成検査で施設基準を満たすことを確認した後、保健所長の許可を得て経営が可能となります。

カ 許可手続の終了後、申請者に連絡します。申請者は、連絡を受けた後保健所で経営許可書の受け取りをお願いします。郵送を希望する場合は、あらかじめ申請者がレターパックプラス用意し、保健所の担当職員へ渡してください。

5 経営許可申請

(1) プールを経営しようとする法人又は個人は、次に掲げる内容の経営許可申請書正副2部に許可申請手数料を添えて保健所長に申請し、許可を受けなければなりません。

ア プール経営許可申請書（下記の事項を記載します。）

- ① 申請者の住所、氏名及び生年月日
(申請者が法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- ② プールの名称及び所在地
- ③ プールの開場期間及び開場時間
- ④ 管理者氏名

イ 添付書類

- ① 申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書
- ② 構造設備の概要
- ③ 施設平面図
- ④ 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要
- ⑤ 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びに構造の概要

ウ 許可手数料 12,500円

(注) 一度納めた許可申請手数料は、申請者の都合により申請を取り下げる場合でも、条例第4条第2項の規定により、お返しすることができません。

(2) 次の場合も、新たに許可を受ける必要があります。

ア 経営主体が変わる場合（譲渡等により地位を承継する場合を除く。）

例：法人 ⇄ 個人、A ⇄ B

イ 増改築等で、構造設備が当初の許可内容と同一性を失う場合

例：50%以上の内部改造、100%以上の増改築

6 経営の承継及び各種届出

(1) 経営の承継

ア 謙渡による承継

許可を受けていた経営者から事業を謙渡された場合、その謙受人（謙渡された者）は当該経営者の地位を承継します。この場合その旨を遅滞なく届けなければなりません。

○添付書類

- ・謙渡が行われたことを証する書類
- ・謙受人が法人の場合は、謙受人の定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書

イ 相続による承継

許可を受けていた経営者が死亡した場合、その相続人は当該経営者の地位を承継します。この場合その旨を遅滞なく届けなければなりません。

○添付書類

経営者と全ての相続人が記載された戸籍事項全部証明書（戸籍謄本）及び全ての相続人の同意書

ウ 法人の合併による承継

許可を受けていた法人が吸收合併又は新設合併で消滅する場合、合併後に存続する法人若しくは設立された法人は、当該経営者の地位を承継します。この場合その旨を遅滞なく届けなければなりません。

○添付書類 法人の履歴事項全部証明書

エ 法人の分割による承継

許可を受けていた法人が分割する場合（当該プールを承継させるものに限る。）、分割後に存続する法人は、当該経営者の地位を承継します。この場合その旨を遅滞なく届けなければなりません。

○添付書類 法人の履歴事項全部証明書

(2) 変更届

次のような場合には、遅滞なく変更届を提出してください。

ア 経営者の住所変更、改姓

イ 経営者が法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名の変更（変更事項が記載された法人の履歴事項証明書を添付）

ウ 管理者の変更

エ 施設名称の変更

オ 構造設備の変更（変更部分に関する図面等を添付）

(注) 大規模な構造設備の変更は、許可の取り直しになりますので事前に保健所に相談してください。

(3) 再開届

プールを休止した後に再開しようとする場合は、再開届を提出してください。

(4) 廃止届

プールを廃止したときは、遅滞なく廃止届を提出してください。

7 構造設備の基準（条例第3条第3項.規則別表1）

●…条例・規則、○…指針等

項目	基 準
貯水槽 (プール本体)	<ul style="list-style-type: none">● <u>不浸透性材料</u>を用い、給排水及び清掃が容易にでき、周囲から汚水が流入しない構造とし、オーバーフロー溝を設けること。<ul style="list-style-type: none">○ 不浸透性材料とは、コンクリート、タイル、合成樹脂、金属等をいう。○ 周囲から汚水が流入しない構造とは、貯水槽から周囲に適正な下り勾配をとり、その端部に排水溝を設ける構造等をいう。● 水泳者の見やすい場所に水深を明示すること。<ul style="list-style-type: none">○ 水深明示の場所は、貯水槽が矩形の場合、原則としてその両端及び最深部のプールサイドと貯水槽側壁とする。● 新規補給水量を把握するため、専用の量水器を設けること。
プールサイド	<ul style="list-style-type: none">○ 貯水槽の全辺に配置すること。● プールサイドは、<u>不浸透性材料</u>を用い、水際の部分は、滑り止めの構造とすること。<ul style="list-style-type: none">○ 材質が不浸透性材料にあたるものであっても、間隙や穿孔がある場合は、「不浸透性材料」とはみなさない。● 貯水槽の周囲には、水泳者数に応じ、かつ、救急のための作業を妨げない十分な広さのプールサイドを設けること。○ 貯水槽の大きさ、水泳者数等を考慮して、休憩時には水泳者全員が利用でき、かつ救命措置を妨げない十分な広さを確保すること。○ 貯水槽からの有効な幅員を各辺で 1 メートル以上は確保すること。ここでいう有効な幅員には、休憩や救命措置を行うのに適さない部分は含めない。
通 路	<ul style="list-style-type: none">● 不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。

給水設備	●給水管にプール水が逆流しない構造とすること。
排水設備	●排水が短時間に行える能力を有すること。
循環水取入口 貯水槽内の排水口	<ul style="list-style-type: none"> ○循環水取入口とは、循環ろ過装置を通過するプール水の取入口だけでなく、流水プールの起流装置の取入口も含む。 ●堅固な金網、鉄格子等を設けること。 ●金網、鉄格子等は吸付き吸付きによる事故を防止する構造とし、かつ、ねじ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。 ○金網、鉄格子、ネジ、ボルト等は、腐食しにくい材料のものを用いること。 ●配管口に、吸込み防止金具を設置するなどの安全対策を施すこと。 ○吸込み事故を防止するため、水泳者の身体により開口部を塞ぐことのない形状、面積とすること。
吐出口	<ul style="list-style-type: none"> ○吐出口とは、循環ろ過装置の吐出口だけでなく、流水プールの起流装置の吐出口等も含む ●循環水の吐出口は、プール水中の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になる位置に設けること。 ●堅固な金網、鉄格子等を設置し、ねじ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。
水位調整槽 及び還水槽	<ul style="list-style-type: none"> ●貯水槽に接続される水位調整槽及び還水槽は容易に清掃、消毒ができる構造とすること。 ○清掃及び点検が容易にできる構造とし、吐水口空間を確保すること（管理上、六面点検可能な水槽を設置することが望ましい。）。
更衣所	<ul style="list-style-type: none"> ●男子用及び女子用の更衣所を設け、<u>外部から見通すことのできないような構造</u>とすること。 ○外部から見通すことのできない構造とは、おおむね 1.8 メートル以上の目隠しを設けることをいう。 ●利用者の衣服等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。 ○利用者の衣服を安全に保管するため、原則として鍵付きのロッカーを設けること。

便 所	<ul style="list-style-type: none"> ● 男子用及び女子用の便所を設け、<u>外部から見通すことのできないような構造</u>とすること。 ○ 外部から見通すことのできない構造とは、おおむね 1.8 メートル以上の目隠しを設けることをいう。 ● 男子用として 60 人に 1 個、女子用として 40 人に 1 個の割合の便器を設け、男子用便器 5 個ごとに男子用大便器 1 個を設けること。 ○ 便器の必要個数は水泳者数をもとに算定し、水泳者とは最大利用者数のことをいい、原則として更衣室のロッカー数を算定根拠とする（ロッカーがプール利用者以外の者との兼用である場合は、利用者見込み比率等を勘案し算出する。）。 ○ 男子用便器（男子用小便器）は水泳者 60 人以内ごとに 1 個、男子用大便器は定員 300 人以内ごとに 1 個とする。なお、小便器を大便器に替えることができる（男子最小便器数：大便器 1 個）。 ○ 入り口を異にする個室の身体障害者等の利用を目的とした便所については、男女共用としての使用を認め、男子用又は女子用便器数に加算できる。ただし、男女共用の身体障害者等の利用を目的とした便所のみをもって男子又は女子用便所とすることはできない。 ● 便所の構造は、水洗式とし、床は不浸透性材料を用いること。 ○ 利用者が使用しやすい場所に便所の流水式手洗設備を設けること。
監 視 所	<ul style="list-style-type: none"> ● 救命浮輪、麻縄その他の適当な救命用具を備えること。 ● プール全体を見渡せる場所及び位置に設けること。一つの監視所でプール全体を見渡すことができないときは、監視所を複数設けること。 ○ 貯水槽の水底を含め、貯水槽全体を見渡すことができる場所に設置し、かつ、事故発生時に監視人が迅速に対応できる場所とすること。 ○ プールの構造上死角が生じるおそれがある場合は、監視所を複数設けること。
放送・連絡設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時等に水泳者、監視人その他関係者に連絡事項を確実に周知するため、施設に適した放送設備又は器具及び連絡設備を整備すること。 ○ 事故発生時に通信機器や拡声器を用いる等をして、円滑に連絡できる体制を整備すること。

救護所	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急措置のできる設備を有すること。 ○ 原則としてプールサイドに隣接した場所に設け、応急措置のできる設備のほか、救急薬品を備えること。
浄化設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 貯水槽本体には、循環ろ過方式の浄化設備を設けること。 ○ 処理水量は、1時間当たり、貯水槽容量に循環水量を加えた全容量の6分の1（夜間、ろ過装置を停止する場合は4分の1）以上の能力を有すること。 ○ 循環水量を把握するための量水器を設けること。
消毒設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 循環のための配管経路の途中に、プール水を消毒するための塩素剤、塩素又は二酸化塩素を連続注入する設備を設けること。 ○ オゾン又は紫外線による消毒設備を設ける場合は、衛生及び安全の確保に支障のない構造とし、塩素剤、塩素又は二酸化塩素による消毒と併用すること。
シャワー	<ul style="list-style-type: none"> ● 水泳者の身体を清浄に保つため、適正な位置に設置すること。 ○ プールの利用後に身体を清浄にすることが目的であるため、全身を十分に洗浄する機能を有すること。 ○ 温水を使用できる設備とすること。 ○ 循環式給湯設備を用いる場合には、レジオネラ症防止対策を講じること。
プール水の汚染防止設備	<ul style="list-style-type: none"> ● プール水の汚染を防止するため、足洗場及び腰洗槽、又はシャワーを更衣所及び便所から貯水槽に至る途中に設置すること。 ○ 更衣室及び便所から貯水槽に至る途中に迂回路を設けずに設置すること。 ○ プール外部に休憩所等を設置し、そこから貯水槽に直接至る構造の場合、プール水の汚染を防止するための設備を設けること。 ○ 十分な排水能力を有する設備を設けること。 ○ 足洗場及び腰洗槽を設けずにシャワーのみを設置する場合は、そのシャワーが水泳者の全身（特に腰部）を十分に洗浄する機能を有すること。また、シャワーは温水を使用できる設備とすること。合わせて、水泳者にシャワー利用を促す注意書を掲示すること。
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋内プール及び夜間使用する屋外プールには、貯水槽の水面及びプールサイドの床面で、常時100ルクス以上の照度を確保できる設備を設けること。

洗面所 洗眼所 水飲み場	<ul style="list-style-type: none"> ●水泳者 50 人当たり 1 個の洗面水栓、洗眼器及び飲用水栓を利用に適する場所に設置すること。 ○衛生的に使用できる目的に適した形状の物を設置すること。 ○洗眼所及び水飲み場は原則としてプールサイドに設け、水飲み場は水泳者がうがいをし、唾液等を吐くことができる構造とすること。
換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内プールには十分に換気ができる設備を設けること。 (二酸化炭素濃度の基準: 0.15%以下)
機械室	<ul style="list-style-type: none"> ●施錠ができる構造とし、安全な場所に配置すること。
薬品保管施設	<ul style="list-style-type: none"> ●消毒に用いる塩素剤等の薬品を安全かつ適正に保管するため、施錠可能な保管施設を設けること。 ●薬剤ごとに専用の保管設備を設けること。 ○薬品の特性を踏まえた適正な保管ができる構造とすること。 ○混合による事故を防止するため、保管設備に薬剤の名称を記載するとともに、色分けを行う等異なる種類の薬剤を明確に識別できる措置を講じること。
休憩所 (設ける場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●プールサイドと区画し、飲食物等によるプールサイド及びプール水への汚染を防ぐ構造とすること。 ○垣、さく等で区画すること。
観覧席 (設ける場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●出入口を水泳者用と区別し、かつ、プールサイドと垣、さく等で区画すること。
遊戯設備 (設ける場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●危害防止上、適切な構造のものを安全な場所に配置すること。
採暖槽 気泡浴槽 (設ける場合)	<ul style="list-style-type: none"> ○採暖槽とは、プールの利用に伴い冷えた身体を温めるための貯水槽をいう。 ○レジオネラ症防止対策に留意し、容易に清掃及び消毒ができる構造とすること。
採暖室 (設ける場合)	<ul style="list-style-type: none"> ○採暖室とは、プールの利用に伴い冷えた身体を温めるための部屋をいう。 ○衛生的な管理及び使用ができる構造とすること。

※容量が 50 立方メートル以上の貯水槽に付設する容量が 50 立方メートル未満の貯水槽の構造設備の基準については、指導事項となります。

8 衛生管理の基準（条例第5条・規則別表2）

●…条例・規則、○…指針等

項目	基 準
プール水の全換水	<ul style="list-style-type: none"> ● プール水は、貯水槽ごとに1年に1回以上全換水するとともに清掃を行うこと。 ○ プール水の全換水時には貯水槽底面等の清掃も併せて行うこと。 ● 全換水の際、循環水取入口、貯水槽内の排水口、吐出口その他の開口部の安全を確認し、その記録を3年間保存すること。 ○ 循環水取入口、貯水槽内の排水口の吸い込み防止金具の設置状況及び金網、鉄格子の固定状況並びにその他の開口部の安全等を確認すること。
水位調整槽及び還水槽	<ul style="list-style-type: none"> ● 清掃は、年1回以上行うこと。 ● 点検は、適宜行うこと。 ○ 水槽の清掃及び点検を実施した場合は、その内容を記録すること。 ○ 清掃及び点検の記録は3年間保存しておくこと。
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設内は、常に整とんし、水泳者が利用する場所は、毎日1回以上清掃すること。 ● じんかいその他の汚物を停滞させないこと。
監視人	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。 ● 監視人を適当数配置すること。 ● 監視人に対し、事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修および訓練を行うこと。 ○ 経営者は、監視人に対して、水泳者の事故発生防止、事故発生時の対応、人命救助、衛生管理等に必要な知識及び技術等について、施設に即した研修及び訓練を行うこと。
注意事項の表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に利用者の注意事項を表示すること。 ○ 利用者の注意事項の内容は、例示（P13）を参考とすること。 ○ 外国人の利用者が多い施設では、外国語も併せて標記することが望ましい。
入場の拒否	<ul style="list-style-type: none"> ● 伝染性疾患にかかっている者、泥酔者、付添人のいない幼児、他人の迷惑となるおそれのあると認められる者を入場させないこと。
閉場後の点検	<ul style="list-style-type: none"> ● 闭場後は、直ちに施設を点検し、異常の有無を確認すること。

貯水槽	○貯水槽の側壁、底部等の破損、亀裂等の点検を年1回以上実施し、必要に応じて適切な補修すること。
循環水取入口 排水口 吐出口	●金網、鉄格子等及び吸込み防止金具などの固定状況を確認すること。 ●付近の水泳者の安全状況を常時確認すること。
救命器具	●直ちに使用できる状態にしておくこと。
水泳禁止措置	●水泳に適さない状態になったとき、又は適さない状態になるおそれがあると認められるときは、水泳させないよう必要な措置を講じること。 ○水泳に適さない状態とは、例えば飲酒した状態を指す。
危害防止等	●他人に危害を及ぼし、又はプール等の衛生を損なうおそれのある物をみだりに持ち込ませないこと。 ●水泳者に、他人の妨げ又は迷惑になる行為をさせないこと。 ○持込制限物及び迷惑行為の内容については、施設の管理者が個別に指定し、利用者の注意事項に明記すること。 例) 他人に危害を及ぼすおそれのある物 →刃物等の鋭利な物、ガラス製品等 衛生を損なうおそれのある物 →飲食物やペット等 ○プールにおいて飲食物を提供する場合は、休憩所等専用の場所を設けること。また、利用者に対する注意事項を掲示すること。

水質基準 (P15参照)	<p>●プール水については、次の基準を守ること。ただし、プール水の原水として、海水、温泉水等を使用する場合において、区長は、この基準（ホの基準を除く。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めたときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。</p> <p>イ 水素イオン濃度 (pH) 5.8～8.6</p> <p>ロ 濁度 2度を超えないこと</p> <p>ハ 過マンガン酸カリウム消費量 12mg/Lを超えないこと</p> <p>ニ 遊離残留塩素濃度 0.4mg/L以上 ※二酸化塩素による消毒を行う場合、 二酸化塩素濃度 0.1mg/L以上 0.4mg/Lかつ 亜塩素酸濃度が 1.2mg/L以下</p> <p>ホ 大腸菌 試料 100mL中に検出されないこと</p> <p>ヘ 一般細菌 試料 1mLにつき 200CFU以下であること</p> <p>●加温装置を設けて温水を利用する場合、プール水からレジオネラ属菌が検出されないこと。</p> <p>○遊離残留塩素濃度は 0.4mg/L以上と規定しているが、1.0mg/Lを超えないことが望ましい。</p> <p>○プール水の温度は、原則として 22°C以上とすること。</p>
水質検査	<p>●検査頻度は、次のとおりとし、その結果は3年間保存すること。</p> <p>①遊離残留塩素濃度(二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度) 毎時 1回以上</p> <p>②水素イオン濃度 (pH)、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、 大腸菌、一般細菌 毎月 1回以上</p> <p>③レジオネラ属菌 (加温装置を設けて温水を利用する場合) 年 1回以上</p> <p>○プール水の試料採水地点は、容量 50 m³以上の矩形の貯水槽では、対角線上の両端を含む 2ヶ所以上とする。その他の形状の貯水槽では、その形状に応じた適切な地点の 2ヶ所以上とする。また、容量 50 m³未満の貯水槽については、原則として 1ヶ所からの採水とする。</p> <p>○加温装置を使用する貯水槽におけるレジオネラ属菌に関する検査の試料採水地点は、原則として 1ヶ所とする。</p>

検査結果等の掲示 (P17~18参照)	<ul style="list-style-type: none"> ●水質検査および構造設備点検の結果を、入口、更衣所等の利用者の見やすい場所に掲示すること。 ○施設の衛生と安全に関する状況を利用者に周知するため、水質検査結果及び設備点検結果を掲示すること。 ○設備点検結果については、最新の内容とするため毎日更新すること。
足洗場等 (設ける場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●足洗場等には、常に適量の塩素剤を入れておくこと。 ○遊離残留塩素濃度を50mg/L以上100mg/L以下に保つとともに、隨時水を入れ替える等により常に清浄に保つこと。 ○水温の低下を防ぐため、必要に応じて温水を使用する等の措置をとること。 ○高濃度の塩素に対して過敏症等の傾向がある利用者には、足洗場等を使用させず、シャワーによる洗浄で代替させること。
浄化設備	<ul style="list-style-type: none"> ○浄化設備は、プールの使用期間中は24時間運転することが望ましい。運転を停止する場合は、水質の保持に留意して維持管理すること。 ○定期的にろ過器、配管及び集毛器について洗浄及び消毒を行うこと。
採暖槽	<ul style="list-style-type: none"> ○採暖槽、気泡発生装置等はレジオネラ属菌発生の危険性が高いため、公衆浴場法に準じて定期的な全換水、集毛器の清掃並びにろ過器及び循環配管の清掃及び消毒を実施すること。
使用水	<ul style="list-style-type: none"> ●洗面所、洗眼所、水飲み場及びシャワーは飲用に適する水を使用すること。
換気	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内プールの場合、空気中の二酸化炭素の含有率が0.15%以下であること。また、2か月以内ごとに1回、定期に測定を行い、その結果を三年間保存すること。 ○空気中の二酸化炭素の含有率の測定は、施設内の適当な場所を選定した上、床上75センチメートル以上150センチメートル以下の位置において、検知管方式による測定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。 ○また、適否については、測定日の施設使用開始時から中間時までの間及び中間時から使用終了時までの間の適切な2時点において測定し、その平均値と基準値とを比較して判定すること。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内プール及び夜間使用する屋外プールは照明を十分にすること。(貯水槽の水面及びプールサイドの床面で、常時100ルクス以上)
救護	<ul style="list-style-type: none"> ●最寄りの2か所以上の診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。

事故発生等	<ul style="list-style-type: none"> ●プールに起因する疾病及び事故が発生したときは、遅滞なく区長に届け出ること。 ○経営者、管理者、監視人その他の関係者の事故発生時の連絡体制及び対応方法について、マニュアル等を作成するなど体制を整備すること。また、マニュアル等は監視所に常備し、緊急時に活用できるようにしておくこと。 ○プールに起因する疾病又は事故が発生したときは、発生日時、発生場所、疾病・事故の概要等を記載した発生届を提出すること。(P19 参照)
プール日誌 (P19参照)	<ul style="list-style-type: none"> ●プールの開場中、天候、気温、水温、水泳者数、遊離残留塩素濃度、構造設備点検の結果、事故の状況その他維持管理状況を毎日記録し、当該記録を3年間保存すること。 ○開場期間中は、使用時間、新規補給水量、整備の状況等についても毎日記録すること。
貯湯槽の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○貯湯槽を設ける場合は隨時点検し、定期的に清掃及び消毒を行うとともに、貯湯槽内の湯についても、水温を60℃以上に保つ等のレジオネラ属菌対策を講ずること。
貸与物品等	<ul style="list-style-type: none"> ○水着等、直接肌に接するものは衛生的なものを提供すること。 (くし、ブラシ、タオル等は十分消毒したものを提供すること。)
薬剤の補充 薬 剤	<ul style="list-style-type: none"> ●異種の薬剤の混合による事故を防止するため、保管容器に名称を示す等薬剤の種類を明確にすること。 ●補充等を実施する係員には、十分な知識を持った者を充てること。 ○経営者は、薬剤の補充等を実施する係員に薬剤の性質及び事故発生時の対応等の必要な知識を習得させること。
管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ●施設ごとに専任の管理者を設置すること。

9 資料

(1) 水質基準

項目	基 準	解 説
p H 値	5.8~8.6	pH値は0~14の範囲で、7が中性です。7より小さい値が酸性、7より大きい値がアルカリ性です。 アルカリ性では消毒効果が低くなります。
濁 度	2度を超えないこと	濁度は外観で知ることのできる汚染の指標で、透明度の目安です。プール水をろ過することで透明度は高くすることができます。
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/lを超えないこと	これは遊泳者のオイル（日焼け止め）やあかなど、比較的酸化されやすい有機性汚濁物質の指標です。この数値が高いと、遊離残留塩素を多量に消費することになります。入泳前にシャワーで十分に体を洗浄することが重要です。
大 腸 菌	試料100ml中 不検出	大腸菌等の細菌は、残留塩素が0.4mg/lであれば、ほとんど検出されません。伝染性のウイルスや病原性大腸菌0157の対策としても遊離残留塩素を確保して下さい。
一 般 細 菌	試料1ml中 200CFU以下	プールの清浄度、殺菌効果の指標となります。一般細菌の多くは、非病原性であり細菌感染症との関連性は、ほとんどありません。
遊離残留塩素濃度	0.4mg/l以上	残留塩素は、細菌及びウイルスに対し殺菌・抑制に効果があり、取扱いも比較的容易です。そのため塩素剤の注入、塩素濃度の測定など、塩素濃度管理は、水質管理のなかでも、非常に重要です。遊離残留塩素濃度の測定を1時間に1回以上行ってください。 また、塩素濃度が高いと眼や皮膚への刺激が強くなるため1.0mg/l以下にして下さい。
レジオネラ属菌	不検出	加温装置を設けて温水を利用する場合のみ適用されます。 レジオネラ属菌は、36°C前後で良く繁殖します。菌に汚染された水のしぶきなど、エアロゾル（目に見えないような細かい水の飛沫）を吸入してレジオネラ症を起こします。

（2）利用者への注意事項

ア 営業時間の掲示

営業時間は、玄関、出入口等見やすい場所に掲示すること。

イ プールの利用方法の掲示

利用者の見やすい場所に利用方法を明示すること。

＜利用者への注意書の掲示例＞

プール利用者の皆様へ

- 1 かぜや伝染性の病気にかかっている方や下痢等の症状のある方は、利用をご遠慮ください。
- 2 飲酒者や保護者のいない子供は遊泳しないでください。
- 3 プールに入る前には、トイレ、シャワーを利用し、からだを良く洗い、化粧等を洗い落としてください。
- 4 プール内では、衛生上好ましくない行為は控えてください。
- 5 プールサイドでは飲食しないでください。
- 6 他の利用者に迷惑をかけることをしたり、迷惑となる物や動物を持ち込んだりしないでください。
- 7 遊泳後はシャワーでからだを良く洗いましょう。また、洗眼・うがいもしましょう。
- 8 その他、水泳者の安全と衛生を損なうような行為はご遠慮ください。

(3) 検査結果等の掲示

水質検査及び構造設備点検の結果を、入り口、更衣所等の利用者の見やすい場所に最新のものを掲示してください。

① 水質検査結果

項目	測定頻度	対象施設	掲示例
pH値	毎月1回以上	全施設 (2ヶ所以上で採水)	検査結果 (※) 年月日
濁度			
過マンガン酸カリウム消費量			
大腸菌			
一般細菌			
遊離残留塩素濃度	毎時1回以上		当日の定時の結果等を掲示
レジオネラ属菌	年1回以上	加温装置がある施設	検査結果 (※) 年月日

※検査結果書の写し等を掲示するようにしてください。

② 構造設備点検の結果

項目	点検頻度	対象施設	掲示例
循環水取入口・排水口・吐出口の金網、鉄格子等及び吸込み防止金具などの固定状況の確認	常時	全施設	点検日時 点検結果
二酸化炭素濃度の測定	2月以内 ごとに1回	屋内プールのみ	測定月日 測定結果 (※)
プール本体の清掃・全換水	年1回以上	全施設	清掃・全換水の実施年月日
循環水取入口・排水口・吐出口 その他の開口部の安全確認	年1回以上 (全換水時)		点検月日 点検結果
水位調整槽及び還水槽の清掃・点検	年1回以上		清掃点検月日 点検結果
浄化設備(ろ過器、配管、集毛器等)の点検			

※検査結果書の写し等を掲示するようにしてください。

＜検査・点検結果等の掲示例＞

プールをご利用のみなさまへ

当プールでは、施設の安全と衛生を確保するため、各設備の点検や清掃、水質検査等を実施しています。主な点検結果は以下のとおりです。

施設名称

管理者氏名

(問い合わせ先 : _____ - _____)

(年度)

※規定5項目:pH値、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、一般細菌

(月)

(4) プール日誌 (例)

年 月 日 () 天氣 () 責任者： 点検者：

点検欄	排水口	循環口	ろ過器	滅菌器	救命具	薬剤庫	補給水注入量	塩素剤注入量

※ 施設点検項目

1. 排水口及び循環水の取り入れ口、吐出口の蓋に不備はないか。(ネジ等で固定されているか)
 2. 足洗い、シャワー、洗眼・洗面、うがい等の施設・設備及び専用便所は清潔で、破損・故障がないか。
 3. 淨化設備、消毒設備等は破損・故障がなく、適切に使用されているか。
 4. プール周辺の施設は清潔で、柵等は安全な状態に保たれているか。

特記事項

(5) プールに起因する疾病及び事故発生時の届出（例）

主管課長	係長	担当者

年 月 日

（宛先）みなど保健所長

住 所
氏 名

電話 ()

（法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者氏名）

プールに起因する疾病・事故発生届

プールに起因する疾病・事故が発生したので、港区プールの衛生管理に関する条例施行規則第12条別表第二14号の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 発生日時	年 月 日	午前・午後	時 分
2 発生場所	施設の名称 施設の所在地 東京都港区 電話 () 種 別 許可プール ・ 届出プール		
3 疾病・事故の概要			
4 患者等の発生状況（発生数、発生範囲、感染経路、接触範囲、症状等）			
5 プール等の概要（当日の使用状況、管理状況等）			
添付書類	必要に応じて、プール管理日誌等		

		保健所受印

関係法令

1 港区プールの衛生管理に関する条例

(昭和50年3月26日条例第27号)
最終改正 令和5年12月13日施行

(目的)

第一条 この条例は、プールの構造及び維持管理等について必要な規制を行うことにより、公衆衛生の向上及び安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「プール」とは、容量五十立方メートル以上の貯水槽を設け、公衆に水泳させる施設をいう。

2 この条例において「小規模プール」とは、容量五十立方メートル未満の貯水槽を設け、公衆に水泳させる施設をいう。

3 この条例において「プール水」とは、プールに設けられた水泳又は水浴に利用する貯水槽(容量五十立方メートル未満のものを含む。)に貯水されている水をいう。

(許可等)

第三条 プールを経営しようとする者は、区規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校において、専ら当該学校の児童、生徒又は学生を対象とするプール(以下「学校プール」という。)を経営しようとする者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による学校プールを経営しようとする者は、区規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

3 区長は、第一項の規定により許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、許可をしなければならない。

一 貯水槽は、不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造とし、オーバーフロー溝を設けること。また、水泳者の見やすい場所に水深を明示すること。

二 プールサイドは、不浸透性材料を用い、水際の部分は、滑り止めの構造とすること。

三 通路は、不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。

四 給水設備は、給水管にプール水が逆流しないような構造とすること。

五 排水設備は、排水が短時間に行える能力を有すること。また、排水口及び循環水取入口には、堅固な金網、鉄格子等を設けること。

六 男子用及び女子用の更衣所及び便所を設け、外部から見通すことのできないような構造とすること。

七 応急措置のできる設備を有する救護所を設けること。

八 救命浮輪、麻縄その他の適当な救命器具を備えた監視所を設けること。

九 その他区規則で定める事項

4 区長は、第一項の規定による許可をするに当たつては、公衆衛生又は安全

の確保のため必要な限度において、条件を付することができる。

(地位の承継)

第三条の二 前条第一項の許可を受けた者（以下「許可経営者」という。）がプール営業を譲渡し、又は許可経営者について相続、合併若しくは分割があつたときは、当該プール営業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該プール営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該プール営業を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可経営者の地位を承継した者は、遅滞なく、区規則で定める事項を区長に届け出なければならない。

(手数料)

第四条 第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、許可申請の際、手数料一万二千五百円を納めなければならない。ただし、区長は、国又は地方公共団体から申請があつたとき、その他区長において特別の理由があると認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

2 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(措置の基準)

第五条 許可経営者及び第三条第二項の規定により届出をした者（以下「届出経営者」という。）は、プールにおける公衆衛生及び安全の確保に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 施設内は、常に整とんし、水泳者が利用する場所は、毎日一回以上清掃すること。

二 危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。

三 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に利用者の注意事項を表示すること。

四 伝染性疾患にかかっている者、泥酔者、付添人のいない幼児その他他人の迷惑となるおそれがあると認められる者を入場させないこと。

五 閉場後は、直ちに施設を点検し、異常の有無を確認すること。

六 その他区規則で定める事項

(小規模プール)

第五条の二 小規模プールを経営する者は、前条に定めるところに準じて当該施設を管理するよう努めなければならない。

(管理者の設置)

第六条 許可経営者は、第五条の規定による必要な措置を講ずるため、施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。ただし、自ら管理するときは、この限りでない。

(報告の徴収及び立入検査)

第七条 区長は、必要があると認めるときは、許可経営者、届出経営者、管理者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、プールに立ち入り、その構造設備若しくは第五条の規定による措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、環境衛生監視員と称し、その身

分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(使用停止及び措置命令)

第八条 区長は、第三条第一項の規定による許可に係る施設が、同条第三項に規定する基準に適合しないと認めるとき、又は許可経営者、届出経営者若しくは管理者が第五条に規定する措置の基準に違反したと認めるときは、期間を定めて、当該プールの使用停止を命じ、又は公衆衛生上若しくは安全の確保上、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第九条 区長は、許可経営者が、次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の規定による許可を取り消すことができる。

- 一 第三条第四項の規定により付した条件に違反したとき。
- 二 第六条の規定に違反したとき。
- 三 前条の規定による命令に違反したとき。

(罰則)

第十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反してプールを経営した者
- 二 第八条の規定による命令に違反した者

第十一条 次の各号の一に該当する者は、五万元以下の罰金に処する。

- 一 第三条第二項の規定に違反して学校プールを経営した者
- 二 第五条の規定に違反した者
- 三 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第十三条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則 略

2 港区プールの衛生管理に関する条例施行規則

(昭和50年3月31日規則第32号)
最終改正 令和5年12月13日施行

(趣旨)

第一条 この規則は、港区プールの衛生管理に関する条例(昭和五十年港区条例第二十七号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(書類の経由)

第三条 条例及びこの規則の定めるところにより、区長に提出する申請書、届書その他の書類は、港区みなど保健所長を経由しなければならない。

(許可の申請等)

第四条 条例第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した第一号様式によるプール経営許可申請書を、区長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、住所及び生年月日(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - 二 プールの名称
 - 三 プールの所在地
 - 四 施設の構造設備の概要
 - 五 開場の期間及び時間
 - 六 管理者の氏名
- 2 条例第三条第二項の規定により届出をしようとする者は、前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した第二号様式によるプール経営届を、区長に提出しなければならない。
- 3 第一項の規定による申請及び前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 施設平面図
 - 二 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要
 - 三 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要
 - 四 申請者又は届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(許可書の交付)

第五条 条例第三条第一項の規定により許可したときは、第三号様式によるプール経営許可書を交付するものとする。

(登録)

第六条 区長は、条例第三条第一項の規定により許可をしたとき、又は条例第三条第二項の規定による届出を受理したときは、第四号様式による台帳に登録しなければならない。

(承継の届出)

第六条の二 条例第三条の二の規定により、譲渡によるプールの経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第四号様式の二によるプール営業承継届を、区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 プール営業を譲渡した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 謙渡の年月日
- 四 プールの名称及び所在地
- 五 プール営業に係る許可番号

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 二 謙受人が法人の場合にあつては、謙受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

第七条 条例第三条の二の規定により、相続によるプールの経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第五号様式によるプール営業承継届を、区長に提出しなければならない

- 一 届出者の氏名、住所及び生年月日並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 相続開始の年月日
- 四 プールの名称及び所在地
- 五 プール営業に係る許可番号

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により経営者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第八条 条例第三条の二の規定により、合併によるプールの経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第六号様式によるプール営業承継届を、区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 合併により消滅した法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 三 合併の年月日
- 四 プールの名称及び所在地
- 五 プール営業に係る許可番号

2 前項の届出には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人の登記簿の謄本を添付しなければならない。

第九条 条例第三条の二の規定により、分割によるプールの経営者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第七号様式によるプール営業承継届を、区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 三 分割の年月日
- 四 プールの名称及び所在地

五 プール営業に係る許可番号

2 前項の届出には、分割によりプールの経営者の地位を承継した法人の登記簿の謄本を添付しなければならない。

(変更等の届出)

第十条 許可経営者又は届出経営者は、第四条第一項の規定による許可申請書又は同条第二項の規定による経営届に記載した事項を変更したときは、遅滞なく、第八号様式による変更届を、区長に提出しなければならない。

2 許可経営者又は届出経営者は、プールを休止した後に再開しようとするときは第九号様式による再開届を、プールを廃止したときは第十号様式による廃止届を、区長に提出しなければならない。

(施設の基準)

第十二条 条例第三条第三項第九号の規則で定める事項は、別表第一のとおりとする。ただし、施設の規模、形態その他特別の理由により、区長が公衆衛生及び安全の確保上支障がないと認めたときは、この基準をしんしやすくすることができる。

(措置の基準)

第十三条 条例第五条第六号の規則で定める事項は、別表第二のとおりとする。

(身分を示す証明書)

第十四条 条例第七条第二項の規定による身分を示す証明書は、第十一号様式とする。

付 則 略

別表第一(第十二条関係)

一 貯水槽の周囲には、水泳者数に応じ、かつ、救急のための作業を妨げない十分な広さのプールサイドを設けること。

二 貯水槽本体には、循環ろ過方式の浄化設備を設けること。

三 新規補給水量を把握するため、専用の量水器を設けること。

三の二 循環のための配管経路の途中に、プール水を消毒するための塩素剤、塩素又は二酸化塩素を連続注入する装置を設けること。

三の三 循環水の吐出口は、プール水中の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になる位置に設けること。

三の四 貯水槽に接続される水位調整槽及び還水槽は容易に清掃及び消毒ができる構造とすること。

三の五 循環水取入口及び貯水槽内の排水口の金網、鉄格子等は、吸付きによる事故を防止する構造とし、かつ、ねじ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。

三の六 循環水取入口及び貯水槽内の排水口には、金網、鉄格子等のほかに配管口に吸込み防止金具を設置するなどの安全対策を施すこと。

三の七 吐出口には、堅固な金網、鉄格子等を設置し、ねじ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。

四 水泳者の身体を清浄に保つため、シャワーを適正な位置に設置すること。

五 プール水の汚染を防止するため、足洗場及び腰洗槽(以下「足洗場等」という。)又はシャワーを更衣所及び便所から貯水槽に至る途中に設置すること。

六 水泳者五十人当たり一個の洗面水栓、洗眼器及び飲用水栓を備え付けた洗面所、洗眼所及び水飲み場を、利用に適する場所に設置すること。

七 便所には、男子用として六十人に一個、女子用として四十人に一個の割合の便器を設け、男子用便器五個ごとに男子用大便器一個を設けること。なお、便所の構造は、水洗式とし、床は、不浸透性材料を用いること。

八 更衣所には、利用者の衣服等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。

九 削除

十 監視所は、プール全体を見渡すことのできる場所及び位置に設けること。この場合において、一つの監視所でプール全体を見渡すことができないときは、監視所を複数設けること。

十の二 緊急時等に水泳者、監視人その他関係者に連絡事項を確実に周知するため、施設に適した放送設備又は器具及び連絡設備を整備すること。

十一 屋内プール及び夜間使用する屋外プールには、貯水槽の水面及びプールサイドの床面で、常時一〇〇ルクス以上の照度を確保できる照明設備を設けること。

十二 屋内プールには、十分に換気ができる設備を設けること。

十二の二 休憩所を設ける場合は、プールサイドと区画し、飲食物等によるプールサイド及びプール水への汚染を防ぐ構造とすること。

十三 削除

十四 観覧席を設ける場合は、その出入口を水泳者用と区別し、かつ、プールサイドと、垣、さく等で区画すること。

十五 遊戯設備を設ける場合は、危害防止上、適切な構造のものを安全な場所に配置すること。

十六 機械室は、施錠ができる構造とし、安全な場所に配置すること。

十六の二 消毒に用いる塩素剤等の薬品を安全かつ適正に保管するため、施錠可能な保管施設を設けること。また、当該保管施設には、薬剤ごとに専用の保管設備を設けること。

別表第二(第十二条関係)

- 一 プール水は、貯水槽ごとに一年に一回以上全換水するとともに、清掃を行うこと。その際、循環水取入口、貯水槽内の排水口、吐出口その他の開口部の安全を確認し、その記録を三年間保存すること。
- 一の二 循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口の金網、鉄格子等及び吸込み防止金具などの固定状況を確認すること。また、循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口付近の水泳者の安全状況を常時確認すること。
- 一の三 水位調整槽及び還水槽の清掃は、年一回以上行うこと。また、点検は、適宜行うこと。
- 二 プールには、じんかいその他の汚物を停滞させないこと。
- 三 監視人を適当数配置すること。
- 三の二 監視人に対し、事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修及び訓練を行うこと。
- 四 救命器具は、直ちに使用できる状態にしておくこと。
- 五 削除
- 六 水泳に適さない状態になつたとき、又は適さない状態になるおそれがあると認められるときは、水泳させないよう必要な措置を講じること。
- 七 他人に危害を及ぼし、又はプール等の衛生を損なうおそれのある物をみだりに持ち込ませないこと。
- 八 水泳者に、他人の妨げ又は迷惑となる行為をさせないこと。
- 九 プール水については、次の基準を守ること。ただし、プール水の原水として、海水、温泉水等を使用する場合において、区長は、この基準(ホの基準を除く。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めたときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。
 - イ 水素イオン濃度は、PH値五・八から八・六まででなければならぬ。
 - ロ 濁度は、二度を超えないこと。
 - ハ 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットルにつき十二ミリグラムを超えてはならない。
- 二 塩素剤又は塩素による消毒を行う場合にあつては、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上となるようにし、二酸化塩素による消毒を行う場合にあつては、二酸化塩素濃度が一リットルにつき〇・一ミリグラム以上〇・四ミリグラム以下かつ亜塩素酸濃度が一リットルにつき一・二ミリグラム以下となるようにすること。
- ホ 大腸菌は、試料百ミリリットル中に検出されないこと。
- ヘ 一般細菌は、試料一ミリリットルにつき形成される集落数が二百以下であること。
- 九の二 加温装置を設けて温水を利用する場合、プール水からレジオネラ属菌が検出されないこと。

九の三 プール水の水質検査は、塩素剤又は塩素による消毒を行う場合にあつては遊離残留塩素濃度について、二酸化塩素による消毒を行う場合にあつては二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度について毎時一回以上、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については毎月一回以上行い、加温装置を設けて温水を利用する場合にあつてはレジオネラ属菌について年一回以上行い、これらの検査結果を三年間保存すること。

九の四 水質検査及び構造設備点検の結果を、入口、更衣所等の利用者の見やすい場所に掲示すること。

十 足洗場等には、常に適量の塩素剤を入れておくこと。

十一 洗面所、洗眼所、水飲み場及びシャワーは飲用に適する水を使用すること。

十二 屋内プールは、換気及び照明を十分にし、夜間使用する屋外プールは照明を十分にすること。

十二の二 屋内プールにあつては空気中の二酸化炭素の含有率が〇・一五パーセント以下であること。また、二月以内ごとに一回、定期に測定を行い、その結果を三年間保存すること。

十二の三 異種の薬剤の混合による事故を防止するため、保管容器に名称を示す等薬剤の種類を明確にすること。また、薬剤の補充等を実施する係員には、十分な知識を持つた者を充てること。

十三 救護のために、二以上の最寄りの診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。

十四 プールに起因する疾病及び事故が発生したときは、遅滞なく区長に届け出ること。

十五 プールの開場中、天候、気温、水温、水泳者数、遊離残留塩素濃度、構造設備点検の結果、事故の状況その他維持管理状況を毎日記録し、当該記録を三年間保存すること。

3 港区プールの衛生管理に関する条例及び施行規則の運用指針

最終改正 令和7年6月1日

1 プール等の定義（条例第2条）

港区プールの衛生管理に関する条例（昭和50年港区条例第27号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する「プール」とは、採暖槽、採暖室その他の付帯設備を含む施設である。なお、複数の貯水槽が連通管等で連結している場合の容量は、連結している貯水槽容量の合計とする。

条例第2条第3項に規定する「プール水」とは、プールに設けられた水泳又は水浴に利用する貯水槽に貯水されている水を指し、貯水槽（容量50立方メートル未満のものを含む。）や採暖槽に貯水されている水を全てプール水の水質基準に基づき管理及び検査する必要がある。

2 許可等の取扱い（条例第3条第1項）

既存のプールを使用し、期間を定めて経営する学校開放プールについては、

条例第3条第1項の規定に基づき経営許可の手続が必要であるが、構造設備に変更があった場合のみ概要を提出させる等により、申請書類の簡素化を図ることができる。なお、許可にあたっては、条件として許可の有効期限を付すこととする。

3 施設の基準（条例第3条第3項、規則別表第1）

（1）貯水槽（条例第3条第3項第1号）

- ア 不浸透性材料とは、コンクリート、タイル、合成樹脂、金属等をいう（以下同じ。）。
- イ 周囲から汚水が流入しない構造とは、貯水槽から周囲に適正な下り勾配をとり、その端部に排水溝を設ける構造等をいう。
- ウ 水深明示の場所は、貯水槽が矩形の場合、原則としてその両端及び最深部のプールサイドと貯水槽側壁とする。

（2）プールサイド（条例第3条第3項第2号、規則別表第1第1号）

プールサイドは貯水槽の全辺に配置すること。また、貯水槽の大きさ、水泳者数等を考慮して、休憩時には水泳者全員が利用でき、かつ、救命措置を妨げない十分な広さを確保すること。貯水槽からの有効な幅員を各辺で1メートル以上は確保すること。ここでいう有効な幅員には、休憩や救命措置を行うのに適さない部分は含めない。ただし、既存施設において、大規模な改修工事を要する場合については、港区プールの衛生管理に関する条例施行規則（昭和50年港区規則第32号。以下「規則」という。）第11条により基準の適用をしんしゃくすることができる。

材質が不浸透性材料にあたるものであっても、間隙や穿孔がある場合は、ここでいう「不浸透性材料」とはみなさない。

（3）通路（条例第3条第3項第3号）

清掃等に支障がないと認められる場合は、不浸透性材料の上にすのこ等を置くことを認めることができる。

（3）の2 排水口等の構造（条例第3条第3項第5号、規則別表第1第3号の5～第3号の7）

ア 循環水取入口及び貯水槽内の排水口の金網、鉄格子等

循環水取入口とは、循環ろ過装置を通過するプール水の取入口だけでなく、流水プールの起流装置の取入口も含む。

金網、鉄格子、ネジ、ボルト等は、腐食しにくい材質のものを用いること。

強い陰圧による吸込み事故を防止する構造として、水泳者の身体により開口部を塞ぐことのない形状、面積とする等の措置を講ずること。ただし、吸込み圧力の低下を図るため、循環水取入口を数多く設けて取入水量を分散している等、構造上吸込みが起こらないことが明らかである場合はこの限りでない。

イ 吸込み防止金具

水泳者の吸込み事故の発生を防止するため、配管口に金網、鉄格子等の吸込み防止金具を設置するものであるが、構造上、吸込み事故の発生の危険性がないことが明らかである場合は、必ずしも設置する必要はない。

ウ 吐出口の金網、鉄格子等

吐出口とは、循環ろ過装置の吐出口だけでなく、流水プールの起流装置の吐出口等も含む。

吐出口では通常は陽圧となっているが、ポンプ等の操作ミスにより陰圧を生じ水泳者が吸い込まれた事故事例を基に、その対策として設置すること。

(4) 更衣所（条例第3条第3項第6号、規則別表第1第8号）

外部から見通すことのできない構造とは、おおむね高さ1.8メートル以上の目隠しを設けることをいう。

利用者の衣服を安全に保管するため、原則として鍵付きロッカーを設けること。

(5) 便所（条例第3条第3項第6号、規則別表第1第7号）

外部から見通すことのできない構造とは、おおむね高さ1.8メートル以上の目隠しを設けることをいう。

便器の必要個数は「水泳者数」をもとに算定する。「水泳者数」とは、最大利用者数のことをいい、原則として更衣所のロッカー数を算定根拠とする。ただし、トレーニングジム等が併設されている複合施設で、ロッカーがプール利用者以外の者との兼用である場合には、プールと他用途の利用者見込み比率等を勘案し算出することとする（以下同じ。）。

男子の便器数については、男子の水泳者数を算出基礎とし、男子用便器（男子用小便器）は水泳者60人以内ごとに1個、男子用大便器は定員30人以内ごとに1個とする。なお、小便器を大便器に替えて差し支えない。

また、男子用便所及び女子用便所と入口を異にする個室の身体障害者等の利用を目的とした便所については、男女共用としての利用を認め、男子用便器数又は女子用便器数に加算して差し支えない。ただし、男女共用の身体障害者等の利用を目的とした便所のみをもって男子又は女子用便所とすることはできない。

なお、利用者が使用しやすい場所に便所の流水式手洗設備を設けること。

(6) 救護所（条例第3条第3項第7号）

救護所は、原則としてプールサイドに隣接した場所に設け、応急措置のできる設備のほか、救急薬品を備えること。

(7) 監視所（条例第3条第3項第8号、規則別表第1第10号）

監視所は、貯水槽の水底を含め、貯水槽の全体を見渡すことができる場所に設置し、かつ、事故発生時等に監視人が迅速に対応できる場所とすること。また、プールの構造上死角が生じるおそれのある場合は、監視所を複数設置すること。

監視所に備える救命器具は、施設の実態に合わせたものであること。

(8) 凈化設備（規則別表第1第2号）

循環ろ過装置は、遊泳者数、用途等に応じたものを設けることとし、処理水量は、1時間当たり、貯水槽容量に循環水量を加えた全容量の6分の1（夜間、ろ過装置を停止する場合は4分の1）以上の能力を有すること。

また、循環水量を把握するための量水器等を設けること。

(9) プール水の消毒設備（規則別表第1第3号の2）

オゾン又は紫外線による消毒設備を設ける場合は、衛生及び安全の確保に支障のない構造とし、塩素剤、塩素又は二酸化塩素による消毒と併用すること。

(10) 水位調整槽及び還水槽（規則別表第1第3号の4）

貯水槽に接続される水位調整槽及び還水槽は、飲料水用の貯水槽と同様に清掃及び点検が容易にできる構造とし、吐水口空間を確保すること。また、管理上、六面点検可能な水槽を設置することが望ましい。

(11) 水泳者の身体を清浄に保つためのシャワー（規則別表第1第4号）

ここに規定するシャワーは、水泳者がプールの利用後に身体を清浄にすることを目的としているので、全身を十分に洗浄する機能を有すること。また、シャワーは温水を使用できる設備とすること。循環式給湯設備を用いる場合には、レジオネラ症防止対策を講じること（次の項において同じ。）。

(12) プール水の汚染を防止するための設備（規則別表第1第5号）

プール水の汚染を防止するための設備（足洗場及び腰洗槽（以下「足洗場等」という。）又はシャワー）は、水泳者の身体に付着した汚染物をプールに持ち込ませないためのものであり、更衣所及び便所から貯水槽に至る途中に、迂回路を設けずに設置すること。なお、プール外部に休憩所等を設置し、そこから貯水槽に直接至る構造の場合も同様に、プール水の汚染を防止するための設備を設けることが望ましい。

また、当該設備は、十分な排水能力を有する設備とすること。

足洗場等を設けずにシャワーのみを設置する場合は、そのシャワーが水泳者の全身（特に腰部）を十分に洗浄する機能を有すること。また、シャワーは温水を使用できる設備とすること。合わせて、水泳者にシャワー利用を促す注意書を掲示すること。

「プール水の汚染を防止するためのシャワー」が、その形態、数、設置されている場所等からみて、「水泳者の身体を清浄に保つためのシャワー」としての機能を併せ持つ場合は、兼用を認めることができる。

(13) 洗面所、洗眼所及び水飲み場（規則別表第1第6号）

洗面水栓、洗眼器及び飲用水栓の必要個数は、それぞれ水泳者数をもとに算定し、衛生的に使用できる目的に適した形状の物を設置すること。洗眼所及び水飲み場は原則としてプールサイドに設け、水飲み場は水泳者がうがいをし、唾液等を吐くことができる構造とすること。

便所用流水式手洗設備が、その形態、数、設置されている場所等からみて、洗面水栓としての機能を併せ持つ場合は、兼用を認めることができる。

(13) の2 放送・連絡設備（規則別表第1第10号の2）

水泳者、監視人等に連絡及び指示事項を確実に周知するため、放送設備又は器具を整備すること。また、事故発生時に通信機器や拡声器を用いる等をして、円滑に連絡できる体制を整備すること。

(14) 休憩所（規則別表第1第12号の2）

休憩所とプールサイドは垣、さく等で区画すること。なお、水泳者の飲食等を伴わない一時休憩のため、いすをプールサイドに配置する程度のものは、ここでいう休憩所には含まれないので、区画は必要としない。

(15) 薬品保管施設（規則別表第1第16号の2）

薬剤保管施設は、遮光するなど薬剤の特性を踏まえた適正な保管ができる構造とすること。また、消毒用塩素剤と凝集剤等の混合による事故を防止するため、保管設備に薬剤の名称を記載するとともに、色分けを行う等異なる種類の薬剤を明確に識別できる措置を講じること。薬剤保管容器についても同様とする。

(16) 採暖槽、気泡発生装置等

採暖槽とは、プールの利用に伴い冷えた身体を温めるための貯水槽をいう。採暖槽、気泡発生装置等の設備を設ける場合は、レジオネラ防止対策に留意し、容易に清掃及び消毒ができる構造とすること。

(17) 採暖室

採暖室とは、プールの利用に伴い冷えた身体を温めるための部屋をいう。採暖室を設ける場合は、衛生的な管理及び使用ができる構造とすること。

4 措置の基準（条例第5条、規則第12条別表第2）

(1) 利用者の注意事項（条例第5条第3号）

利用者の注意事項の内容は、例示（別記1）を参考とすること。外国人の利用者が多い施設では、外国語も合わせて標記することが望ましい。

(1)の2 プール水の全換水（規則別表第2第1号）

循環水取入口、貯水槽内の排水口の吸込み防止金具の設置状況及び金網、鉄格子の固定状況並びにその他の開口部の安全等を確認するため、プール水は、貯水槽ごとに1年に1回以上全換水し、確実に安全の確認を行うこと。また、プール水の全換水時には貯水槽底面等の清掃も併せて行うこと。

(2) 水位調整槽、還水槽の管理（規則別表第2第1号の3）

水槽の清掃及び点検を実施し、その内容を記録すること。清掃及び点検の記録は3年間保存しておくこと。

(2)の2 監視人への研修、訓練（規則別表第2第3号の2）

経営者は、監視人に対して、水泳者の事故発生防止、事故発生時の対応、人命救助、衛生管理等に必要な知識及び技術等について、施設に即した研修及び訓練を行うこと。

(2)の3 水泳に適さない状態になったとき（規則別表第2第6号）

水泳に適さない状態とは、例えば飲酒した状態を指す。

(3) 危険物等の持込制限及び迷惑行為の防止（規則別表第2第7号、第8号）

持込制限物及び迷惑行為の内容については、施設の管理者が個別に指定するものである。その内容については、利用者の注意事項に明記すること。

他人に危害を及ぼすおそれのある物としては刃物等の鋭利な物、ガラス製品等身体に損傷を与えるおそれのある物が、衛生を損なうおそれのある物としては飲食物やペット等が想定される。

プールにおいて飲食物を提供する場合は、休憩所等専用の場所を設けること。また、必要に応じて利用者に対する注意事項を掲示すること。

(4) プール水の水質基準（規則別表第2第9号、第9号の2）

遊離残留塩素濃度は1リットルにつき0.4ミリグラム以上と規定しているが、1.0ミリグラムを超えないことが望ましい。

レジオネラ属菌が検出されないこととは、検出限界100ミリリットルにつき10CFU未満の精度で試験を行ったときの検出限界をいう。した

がって、100ミリリットルにつき10CFUより高い精度の検出限界で得られた、100ミリリットルにつき10CFU未満の数値は検出限界未満として扱って差し支えない。ただし、高精度試験で検出されたことを踏まえ、経営者に注意喚起すること。

プール水の温度は、原則として22°C以上とする。

(5) プール水の水質検査（規則別表第2第9号の3）

プール水の試料採水地点は、容量50立方メートル以上の矩形の貯水槽では、対角線上の両端を含む2ヶ所以上とする。その他の形状の貯水槽では、その形状に応じた適切な地点の2ヶ所以上とする。また、容量50立方メートル未満の貯水槽については、原則として1ヶ所からの採水で差し支えない。

加温装置を使用する貯水槽におけるレジオネラ属菌に関する検査の試料採水地点は、原則として1ヶ所とする。

なお、届出プールにおいて、「学校環境衛生の基準」（平成4年6月文部省体育局長裁定）に基づきプール水の水質検査を行った場合は、本条例施行規則に基づく水質検査を実施したものとみなす。

(5)の2 検査結果等の掲示（規則別表第2第9号の4）

施設の衛生と安全に関する状況を利用者に周知するため、水質検査結果及び設備点検結果を掲示すること。特に、設備点検結果については、最新の内容とするため毎日更新すること。

(6) 足洗場等の管理（規則別表第2第10号）

足洗場等を設ける場合は、その水中の遊離残留塩素濃度を1リットルにつき50ミリグラム以上100ミリグラム以下に保つとともに、隨時水を入れ替える等により常に清浄に保つこと。また、水温の低下を防ぐため、必要に応じて温水を使用する等の措置を取ること。なお、高濃度の塩素に対して過敏症等の傾向がある利用者には、足洗い場等を使用させず、シャワーによる洗浄で代替させること。

(7) 屋内プールの二酸化炭素含有率測定（規則別表第2第12号の2）

空気中の二酸化炭素の含有率の測定は、施設内の適当な場所を選定した上、床上75センチメートル以上150センチメートル以下の位置において、検知管方式による測定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。

また、適否については、測定日の施設使用開始時から中間時までの間及び中間時から使用終了時まで間の適切な2時点において測定し、その平均値と基準値とを比較して判定すること。

(7)の2 薬剤の管理（規則別表第2第12号の3）

経営者は、薬剤の補充等を実施する係員に薬剤の性質及び事故発生時の対応等の必要な知識を習得させること。

(7)の3 連絡体制の整備（規則別表第2第13号）

経営者、管理者、監視人その他の関係者の事故発生時の連絡体制及び対応方法について、マニュアル等を作成するなど体制を整備すること。また、マニュアル等は監視所に常備し、緊急時に活用できるようにしておくこと。

(7)の4 疾病・事故発生届（規則別表第2第14号）

プールに起因する疾病又は事故が発生したときは、発生日時、発生場所、

疾病・事故の概要等を記載した発生届を提出させること。(別記2参照)

(8) プールの管理記録(規則別表第2第15号)

開場期間中は、天候、気温、水温、水泳者数、使用時間、新規補給水量、遊離残留塩素濃度等の測定結果、設備の点検及び整備の状況、事故の状況等を毎日記録すること。

(9) 貯水槽の点検

貯水槽の側壁、底部等の破損、亀裂等の点検を年1回以上実施し、必要に応じて適切に補修すること。

(10) 净化設備の運転

浄化設備は、プールの使用期間中は24時間運転することが望ましい。運転を停止する場合は、水質の保持に留意して維持管理すること。

また、定期的にろ過器、配管及び集毛器について洗浄及び消毒を行うこと。

(11) 採暖槽、気泡発生装置等の管理

採暖槽、気泡発生装置等はレジオネラ属菌発生の危険性が高いため、公衆浴場法に準じて定期的な全換水、集毛器の清掃並びにろ過器及び循環配管の清掃及び消毒を実施すること。

(12) 貯湯槽の管理

貯湯槽を設ける場合は隨時点検し、定期的に清掃及び消毒を行うとともに、貯湯槽内の湯についても、水温を60°C以上に保つ等のレジオネラ属菌対策を講じること。

(13) 貸与物品等

水着等直接肌に接するものを貸与するときは、衛生的なものを提供すること。

5 小規模プールの取扱い(条例第2条第2項、第5条の2)

小規模プールの経営者は、条例第5条の措置の基準に準じて、施設の規模、使用形態等の実態に応じた適切な管理を行うこと。

別記1(省略)

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であること宣言します。

昭和60年8月15日

港区

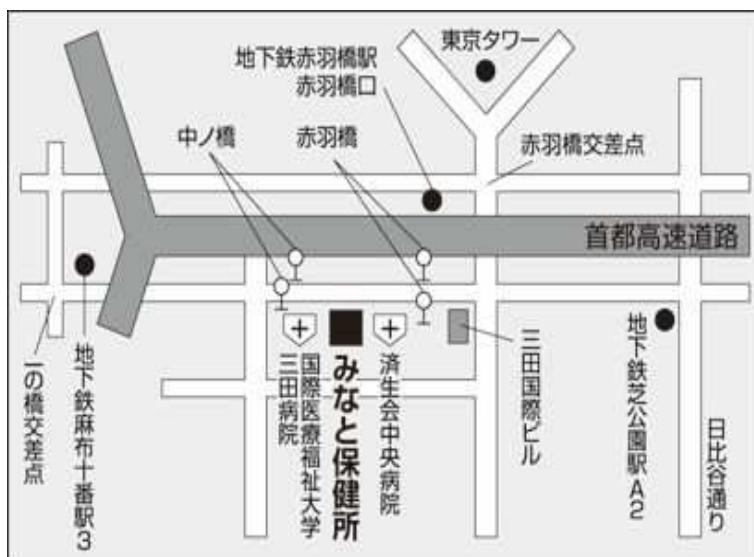
みなと保健所の施設案内

電車

- 都営地下鉄大江戸線 赤羽橋駅 赤羽橋口出口：徒歩 5分
- 都営地下鉄三田線 芝公園駅 A2出口：徒歩 10分
- 東京メトロ南北線 麻布十番駅 3番出口：徒歩 12分

バス 赤羽橋駅前下車

- 都営バス 都06 渋谷駅前～新橋駅前
橋86 目黒駅前～新橋駅前
- 東急バス 東98 東京駅丸ノ内南口～等々力操車所前
- ちいバス田町ルート 田町駅東口～六本木ヒルズ



担当：港区みなと保健所生活衛生課環境衛生指導係

電話：03-6400-0042

FAX：03-3455-4470

所在地：〒108-8315 東京都港区三田一丁目4番10号 5階

プール許可申請の手引（改訂版）
令和7年（2025年）9月発行
発行 みなと保健所生活衛生課